

認可外保育施設等園児の保護者に対する負担軽減について

1 令和元年第1回保育料等審議会後の状況

認可外保育施設等園児の保護者に対する多子負担軽減について補助金額等の拡充を以下のとおり行います。

拡充内容

- (1) 第2子の多子負担軽減補助額を12,000円から25,000円に拡充。
- (2) 第3子以降の多子負担軽減補助額を12,000円から40,000円に拡充。
- (3) きょうだい数の対象者の年齢上限の撤廃。

※保育の必要性の認定を受けた児童が拡充内容の対象

○イメージ図

きょうだい数	認可外保育施設等保育施設 (多子負担軽減措置等)		認可保育所等 (多子負担軽減措置)
	～令和元年9月30日	令和元年10月1日～	
第1子	10,000円	10,000円	なし
第2子	12,000円	<u>25,000円</u>	第1子の利用者負担額の半額
第3子以降	12,000円	<u>40,000円</u>	無償

2 実施時期

令和元年10月1日より実施。